

令和 6 年 7 月 10 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

認定こども園 嬉野幼稚園
園長 長島 秀樹

令和 5 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 5 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※令和元年 10 月より 3 歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により 0 円となっています。

(参考) 「法定代理受領」通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。

・嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 22 日条例第 55 号)第 14 条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、実績を御報告するものです。

なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和5年度の公定価格の額について

当園における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

令和5年度 公定価格(一人当たり月額)

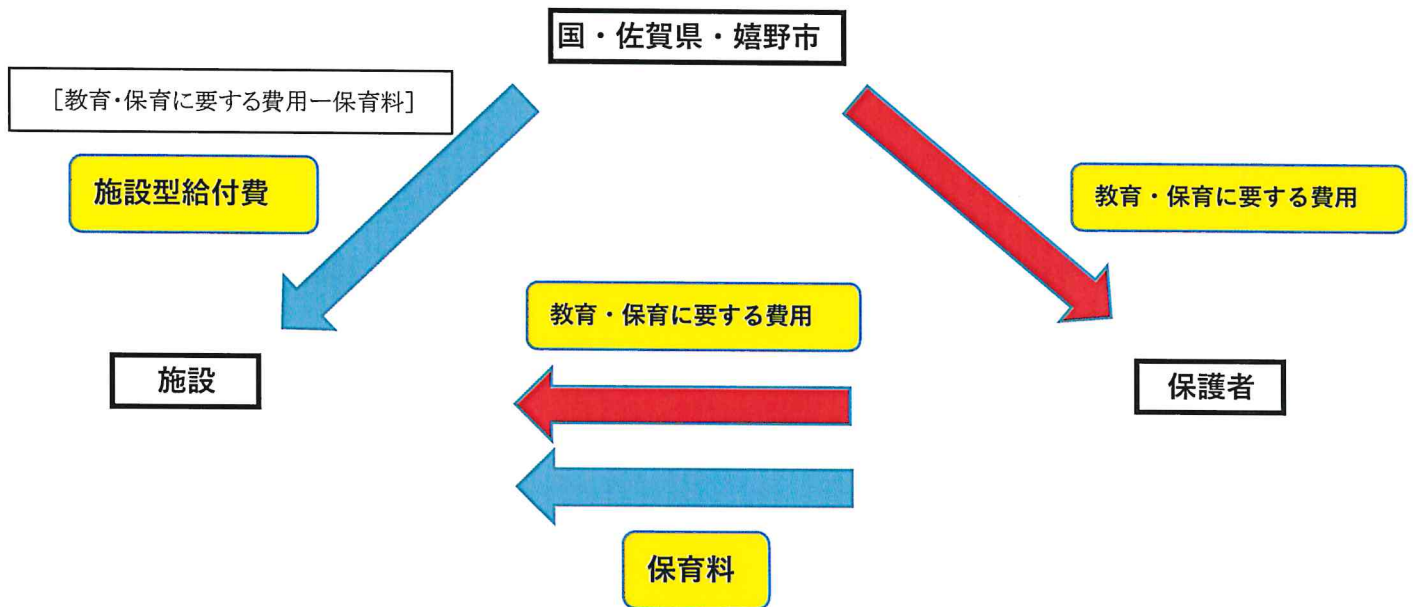
施設名: 認定こども園 嬉野幼稚園

給付単価区分		年次	保育 必要量	各月単価										
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
認定こども園	教育標準 時間認定	4歳以上児	教育標準 時間	176,750	176,750	176,750	144,200	144,200	176,750	176,750	171,420	171,420	166,090	171,420
		3歳児		193,140	193,140	193,140	160,590	160,590	193,140	185,010	179,680	179,680	174,350	179,680
		2歳児		242,100	242,100	242,100	209,550	209,550	242,100	242,100	236,770	236,770	231,440	236,770
	保育認定	4歳以上児	保育標準 時間	58,070	57,910	57,870	57,870	57,810	57,810	57,630	52,170	52,170	46,840	52,130
		3歳児		73,930	73,770	73,730	73,730	73,670	73,670	65,560	60,100	60,100	54,770	60,060
		1、2歳児		119,130	118,970	118,930	118,930	118,870	118,870	118,690	118,560	118,560	118,560	118,520
		乳児		198,450	198,290	198,250	198,250	198,190	198,190	198,010	197,880	197,880	197,880	197,840
		4歳以上児	保育 短時間	52,790	52,630	52,590	52,590	52,530	52,530	52,350	46,890	46,890	41,500	46,850
		3歳児		68,650	68,490	68,450	68,450	68,390	68,390	60,280	54,820	54,820	49,490	54,780
		1、2歳児		113,720	113,560	113,520	113,520	113,460	113,460	113,280	113,150	113,150	113,150	113,110
乳児	193,040	192,880		192,840	192,840	192,780	192,780	192,600	192,470	192,470	192,470	192,430		

【法定代理受領のしくみ】

平成27年4月1日に施行された、子ども・子育て支援新制度により「施設型給付」が創設され、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、国・県・市が財政支援を保障しています。

これを受けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費においては、支給認定を受けた者が対象施設を利用した場合に、施設等が教育・保育に要する費用の全部もしくは一部を、個人給付として国・県・市が利用者（保護者）へ支払う制度となっております（下図の赤い矢印部分）。ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、実際は保護者の皆さまは保育料を施設に支払い、残りを施設型給付費として国・県・市から施設へ直接支払われます（下図の青い矢印部分）。このしくみを「法定代理受領」といいます。



◆国で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第14条に基づき、法定代理受領した施設型給付費の額を保護者の皆さまに通知することが定められていますので、別添のとおりお知らせいたします。

この通知に基づいた保護者の皆さまへの追加徴収などはありません。

◆私立保育所(園)に対しては、市が保護者の皆さまから保育料を徴収し、教育・保育に要する費用の全額を委託費として支払っています。（法定代理受領ではなく、通知の対象外です）